



美容医療の契約を解約したい

《相談内容》

美容クリニックで医療脱毛の契約をした。契約金を払うために親からお金を借りようとしたら、「自分で支払えないものは解約すべきだ」と言われた。しかし、クリニックからは契約時に「医療契約なのでクーリング・オフはできない」と説明を受けている。どうしたらよいか。(20歳代、女性)

《アドバイス》

特定商取引法では、美容医療の中でもエステティックサービスのように継続的な施術で効果が得られるもの(特定継続的役務提供)は、クーリング・オフできると定めています。

医療脱毛も複数回の施術を行います。特定継続的役務提供の定義に該当しないと解釈されているため、クーリング・オフや中途解約などの規定が適用されません。原則、契約書に記載されている方法で解約することになります。解約を申し出ると断われたり、高額な解約料を請求されたりするなどのトラブル

も発生しています。

美容目的の施術は、多くの場合、緊急性が低いと考えられます。施術の内容や契約について十分に説明を受け、納得した上で契約するようにしましょう。トラブルになった場合は、消費生活センターに相談してください。



消費生活の困り事はこちらへ
消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員と一緒に解決策を考えます。
とき 2・3日、祝日を除く月～金曜日9時～12時、13時～16時
ところ 市役所本庁5階
【巡回相談】
とき 6日を除く金曜日14時～16時
ところ 本郷・久井・大和支所
申し込み 相談日の前日までに、商工振興課(☎0848・67・6072)へ

人権標語

(高校2年生の作品)

人権は 人からではなく 自分から

児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館(☎☎兼用0848・67・1123)

季節工作

とき 14日(土)10時30分～12時
内容 デルタカイト作り
対象 5歳～小学6年生
定員 19人
参加費 100円

親子ストレッチ

とき 18日(水)①10時～10時45分②11時～11時45分
対象 保護者と①0～1歳児②2～5歳児
定員 各30組



茶の心～和親庵～

とき 21日(土)10時15分～11時15分
ところ サン・シープラザ4階
内容 お茶のお点前
対象 3歳以上(未就学児は保護者同伴)
定員 各10人 参加費 250円
用意する物 ハンカチ・白い靴下

ママチャレンジ

とき 17日(火)10時30分～12時
内容 アロマオイル作り、ハンドトリートメント
対象 子育て中の保護者
定員 15人 参加費 500円



リトミックランド

とき 19日(木)・20日(金)①10時30分～11時②11時15分～11時45分
内容 リトミック(音楽表現)
対象 保護者と①0歳児②19日=2～5歳児、20日=1歳児
定員 各15組

わいわいひろば

とき ①26日(木)②27日(金)10時30分～11時30分
内容 豆まき
対象 保護者と①0～1歳児②2歳児以上
定員 各20組 参加費 100円

※いずれも申し込み先着順です。申し込み受け付けは6日(金)10時からです。
※開館時間は10時～17時30分です。月曜日、1日(日)～3日(火)は休館です。